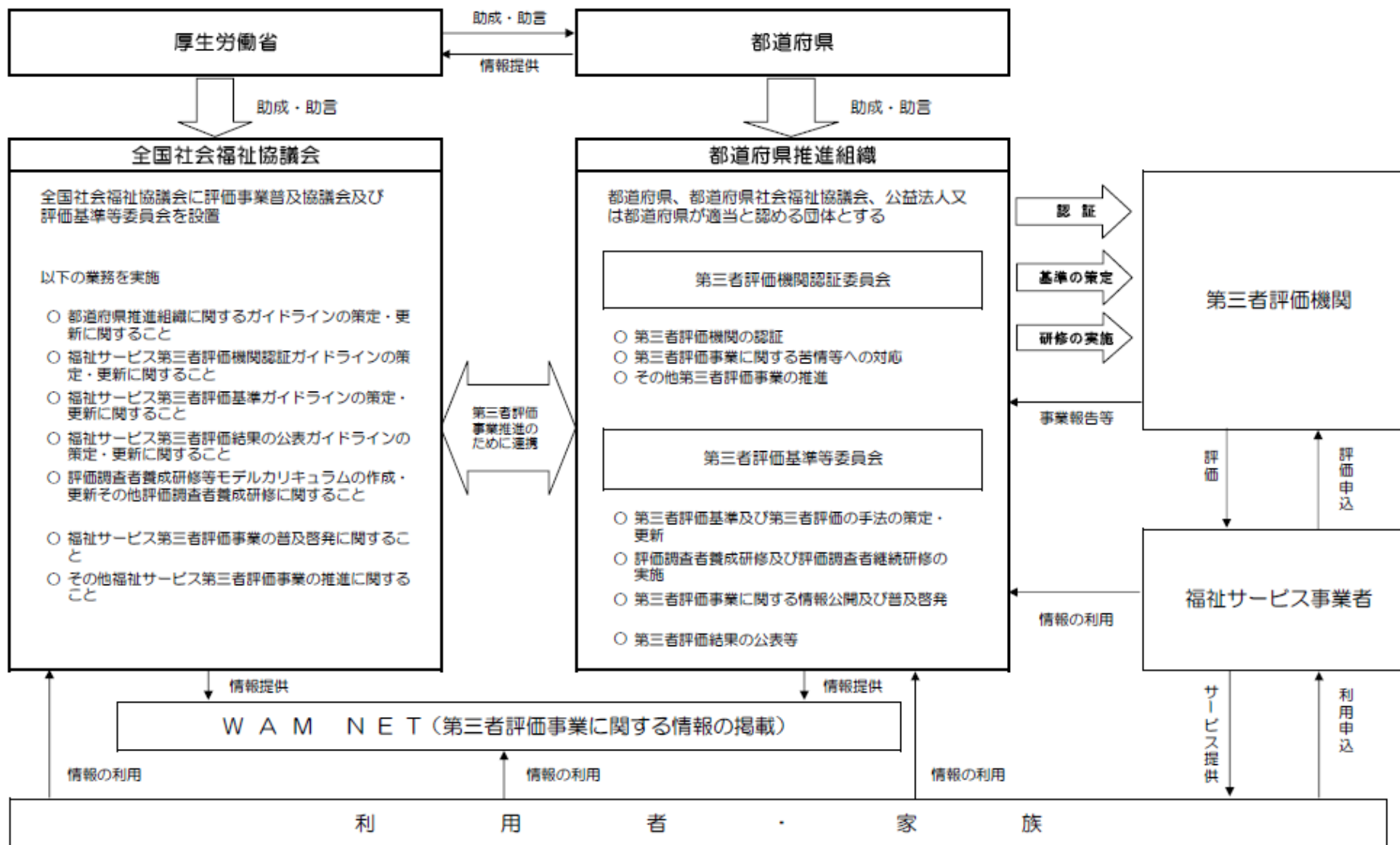


「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

	受審件数			受審率		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
社会福祉施設等	1,766	2,155	3,048	1.87%	2.24%	3.17%
うち保育所	529	650	977	2.34%	2.86%	4.28%

※ 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)

他の社会保障制度における第三者評価の例（介護の一部サービス）

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価制度について

1 サービス評価制度

(1) サービス評価の義務づけ

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、指定基準上、自己評価及び外部評価が義務づけられている。

① 自己評価

少なくとも年に1回は、都道府県の定める基準に基づいて、自らサービスの質の評価【自己評価】を行い、その結果を公開する。初回の自己評価は、開設後、概ね6月以上経過後に実施する。

② 外部評価

自己評価と同様に少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関が実施するサービス評価【外部評価】を受けその結果を公開する。

(参考) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)

(第72条第2項) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(第97条第7項) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(2) 評価結果の公表

自己評価及び外部評価の結果について、事業所の組織、建物、利用料、利用者数等とともに公表する。

(評価結果の公表方法)

- ・ 利用申し込みの際の重要事項説明書に添付
- ・ 事業所内での掲示
- ・ 入居者家族への送付
- ・ 市町村への提出
- ・ 運営推進会議での説明
- ・ インターネット(WAMNET)による公開

2 外部評価の概要

(1) 外部評価の意義

外部評価は、第三者による外部評価の結果と、自己評価の結果を対比し考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行う。これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図る。

(2) 頻度

原則、年1回

(3) 評価機関

公正中立な立場で評価を行うことができる機関として、都道府県が選定した法人(自ら評価対象の介護サービスを設置・運営していないこと等が要件)。全都道府県に評価機関が設置されており、平成19年12月末現在で295機関。

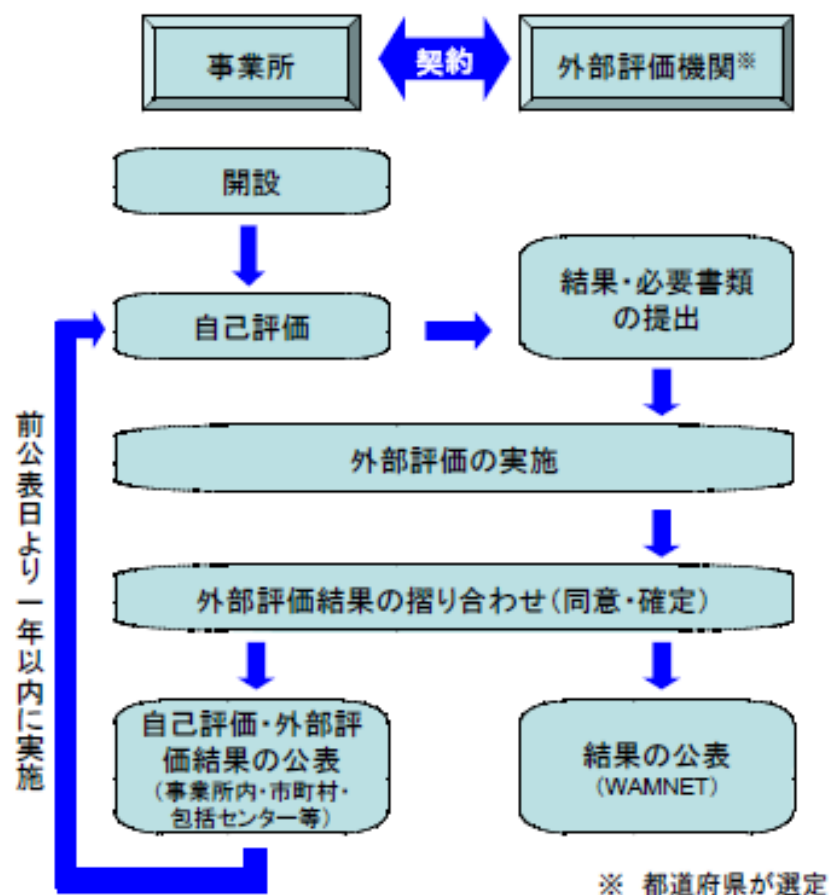
(4) 評価調査員

第三者としての客観的な立場から外部評価を行うことができる者であつて、評価機関が実施する所定の研修(講義3日、実習1日)を修了した者。

(5) 評価項目(中項目)

理念の共有／地域との支えあい／理念を実践するための制度の理解と活用
／理念を実践するための体制／人材の育成と支援
／相談から利用に至るまでの関係づくりとその対応
／新たな関係づくりとこれまでの関係継続への支援／一人ひとりの把握
／本人がより良く暮らし続けるための介護計画の作成と見直し
／多機能性を活かした柔軟な支援
／本人がより良く暮らし続けるための地域資源との協働
／その人らしい暮らしの支援／その人らしい暮らしを支える生活環境づくり

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価の流れ



- ※ 評価の頻度：前評価日より1年以内に実施及び公表
(新規開設の場合、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、その後外部評価を実施)